

全ト協発第297号(環)

平成26年9月22日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 星野良三



事業用自動車の運転者の体調急変に伴う事故を 防止するための対策の再徹底について

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、国土交通省より別添のとおり、「平成26年度秋の全国交通安全運動」(平成26年9月21日(日)～30日(火))や大量の輸送需要が見込まれる年末年始を迎えるにあたり、より一層の安全性向上を図り、運転者の体調急変に伴う事故を防止するための対策の再徹底を図るよう、通達が発出されました。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、傘下の会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

【添付資料】

事業用自動車の運転者の体調急変に伴う事故防止するための対策の再徹底について
(平成26年9月17日付け国自安第129号)

※本通達に添付の【参考1】【参考2】は他団体あての通知のため添付を省略します。

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部 吉田

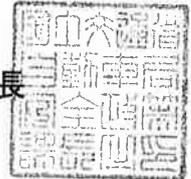
電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019



国自安第129号
平成26年9月17日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長



事業用自動車の運転者の体調急変に伴う事故を
防止するための対策の再徹底について

事業用自動車の運転者の体調急変に伴う事故を防止するための対策の徹底については、これまで、「運転者の体調急変に伴うバス事故を防止するための対策について」（平成26年4月18日国自安第14号）、「乗務員の健康状態の把握等に係る事項の解釈及び運用について」（平成26年4月18日国自安第18号、国自旅第16号）、「乗務員の健康状態の把握等に係る事項の解釈及び運用について」（平成26年4月18日国自安第19号、国自貨第4号）及び「事業用自動車の運転者の体調急変に伴う事故を防止するための対策の徹底について」（平成26年6月23日国自安第39号）等において指導してきたところです。

まもなく、「平成26年秋の全国交通安全運動」や大量の輸送需要の発生が見込まれる年末年始を迎えるにあたり、より一層の安全性向上が図られるよう、傘下会員に対し、下記の内容をはじめとした「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」（平成26年4月18日改訂）等の運転者の体調急変に伴う事故を防止するための対策の再徹底を図るようお願いします。

記

1. 定期健康診断による疾病の把握

定期健康診断において、要再検査や要精密検査、要治療の所見がある場合には、当該運転者に医師の診断または治療させ、その結果（医師からの乗務に係る意見）を把握すること。

2. 就業上の措置の決定

上記1における医師からの意見等を勘案し、当該運転者における就業上の措置（業務負担の軽減、業務転換、乗務の継続／中止等の措置）を講じること。

乗務の軽減や転換などの措置を行った場合には、当該運転者に対して、医師等による改善指導又は保健指導を受けさせ、健康状態を継続的に把握すること。

3. 乗務前点呼における乗務判断

乗務前の点呼において、事業用自動車の運転者の健康管理マニュアルに定められている判断目安に基づき、運転者が安全に乗務できる健康状態かどうかを判断し、乗務の可否を決定すること。

4. 乗務中の判断・対処

乗務中に、自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある一定の病気等に係る前兆や自覚症状等が現れた場合には、運転者は無理に運転を継続せずに、近くの駐車場やサービスエリア・パーキングエリア等にて休憩を取り、速やかに運行管理者等に報告するよう指導すること。

また、実際に体調が悪化した場合、または、急を要する脳・心臓疾患の前兆や自覚症状が現れた場合には、即座に運転を中止し、車両を安全な場所に停車させるなどして安全を確保し、速やかに運行管理者等に報告するよう指導すること。

上記4点は、乗務員の健康状態の把握等に係る事業者が措置しなければならない義務事項であるので、適確に実施されたい。

5. 平時からの健康増進

上記4点のほか、運転者の疾病の発症や健康状態の悪化につながる過労等をできるだけ引き起こさないためには、産業医やヘルスケア機器、各種スクリーニング検査等を活用した健康状態の確認と、働く人それぞれの状況に応じたきめ細やかな労務管理に努められたい。

また、運転者が自主的に疾病・過労を申告し、安心して治療し現場復帰できるような社内環境・雇用環境の整備に努められたい。

【参考1】「運転者の体調急変に伴うバス事故を防止するための対策について」
(平成26年4月18日国自安第14号)

【参考2】「乗務員の健康状態の把握等に係る事項の解釈及び運用について」
(平成26年4月18日国自安第18号、国自旅第16号)

【参考3】「乗務員の健康状態の把握等に係る事項の解釈及び運用について」
(平成26年4月18日国自安第19号、国自貨第4号)

【参考4】「事業用自動車の運転者の体調急変に伴う事故を防止するための対策の徹底について」
(平成26年6月23日国自安第39号)

【参考5】「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」抜粋